○ 主文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人らの負担とする。

当裁判所も、控訴人らの被控訴人に対する請求は理由がないから、これを失当として棄却すべきであると判断する。その理由は、原判決の理由説示(ただし、原判決二三枚目表二行目から裏四行目まで及び五行目「次に原告Aを除くその余の」を削除する。一と同一であるから、これを引用する。

よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条、九三条を適用して、主文のとおり判決する。

三条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 中川幹郎 高橋欣一 菅 英昇)